

平成 31 年度 第 7 回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和 2 年 3 月 4 日（水）午後 3 時 00 分から

開催場所 アップルパレス青森「錦の間」

第 1 号議案 回胴遊商東北支部との合同によるリサイクル施設の視察に関する件

3 月 5 日に執り行う、リサイクル施設視察へ赴いた際の質問(ヒアリング)等の最終確認がなされた。

No.	項目	詳細
1	合同事前打合せ	令和 2 年 3 月 4 日(水)午後 5 時より アップルパレス青森 2 階「錦の間」
2	視察日時	令和 2 年 3 月 5 日(木)午前 10 時
3	視察場所	MRI リサイクルセンター青森市大字鶴ヶ坂字田川 139-47 ☎017-763-3344
4	視察参加者	永山委員長、山内副委員長、桜井委員、兒玉委員、大久保委員、柳(廣村商事)委員、柳(ニズ)、最上委員、堤次長 (回胴遊商)佐々木常務理事、渡部・杉本リサイクル環境委員

第 2 号議案 2 月 26 日開催 全商協第 6 回機械流通委員会結果報告

1 ホール取扱主任者の役割拡充について

令和 2 年 3 月 1 日以降、書類の作成業務等について、ホール取扱主任者が管理者の代行として行うことができるよう運用が開始される。後に、事案があった際は全商協へ問合せしていただき、回胴遊商と討議を行い統一した回答をします。

なお 1 月 15 日より、一部の全日遊連組合員が新書式を用いて運用を行っている。

については、新様式で中古移動申請時に提出された「中古遊技機確認書」の確認日を、1 月 15 日を基準とし受け付ける。よって、1 月 15 日以前の場合は不可とすることが承認された。

委員より、3 月 1 日以降に旧書式を用いて管理者名が記入されていた様式で提出された場合の対象方法はとの問いがあり、可とする報告があった。

旧様式で提出した管理者へ、今後は改正後の様式で提出するよう説明をすること。

2 設置外「認定機」の部品供給について

(1) 料金について

設置をした際に 27 項目点検確認をしたうえでの作業費用は、「基本料金」として中古の移動に準ずる金額をいただくこととする。全商協として、諸般の情勢を勘案し通知は行わないので、組合員からホールへ伝えるよう指導すること。

なお、設置外認定機の部品供給に係る請求については、中古書類以外として単体で請求ができる。

(2) 関西遊商からの質問内容について

関西遊商より質問があり、内容を確認された。

(3) 詳細フローNo.15 から詳細フローNo.16 について

(詳細フローNo.15) 地区遊商(組合)が「設置外認定機 部品発注書兼確認書(写)」及び「設

置外認定機 部品交換確認書(写)」を→(詳細フローNo.16) 製造業者(メーカー)へ送付するとなっているが、発送費用は誰が負担するのかとの問いがあり、各単組の判断に委ねられた。

(4) 一次販社の取次手数料について

東北遊商永山機械流通委員長より、一次販社の取次手数料について質問があり、「設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給」同様、各地区遊商で手数料を設定することが了承された。

(5) 設置外「認定機」部品供給の可否について

設置外「認定機」の部品供給は原則「最終設置元」が行え、移動した際に「認定申請遊技機点検確認依頼書」を提出することとなっている。もし、提出されていなければ組合並びにメーカーで機歴が追えないので、遊技機の部品供給は不可となる。機歴が追える遊技機に「限る」ことが確認された。

(6) 詳細フローNo.2 から詳細フローNo.3 について

(詳細フローNo.2)「設置外認定機 部品発注書兼確認書」に必要事項を記入し、「認定通知書(写)」と併せて地区遊商へ送付する。について、組合員はホールより依頼を受け「設置外認定機部品発注書兼確認書」作成するが、営業者から押印並びに故障部品を確認した氏名及び取扱主任者番号記載しなければならない。

については「設置外認定機部品発注書兼確認書」を FAX またはメールを用いてホールより記入・押印を頂き、(詳細フローNo.3)組合へ送ることが確認された。

(7) 詳細フローNo.3 の組合の確認事項について

(詳細フローNo.3)「設置外認定機 部品発注書兼確認書」「認定通知書(写)」組合は組合員から依頼があった際は、機歴を確実に確認し必要事項を記入すること。

3 管理遊技機について

日工組とシステムについての打ち合わせを行なっている。

以前説明を受けた際の販売時期に変更があり、現状では11月の販売を予定しているとの事である。

これに併せて、管理遊技機と分かる標記として製造番号の頭に、アルファベットの「M」を付けてほしいと要望されている。今後の進行によっては、システムの変更も必要となるので、引き続き、日工組と打ち合わせを重ねていく。

第3号議案 設置外「認定機」の部品供給に関する件

1 設置外「認定機」の部品供給に関する説明会について

3月18日に開催を予定していた、設置外「認定機」の部品供給に関する説明会を「中止」とした。これは、新型コロナウイルスの感染症拡大防止について、政府から基本方針・要請が発表され並びに、警察庁生活安全局保安課長より感染防止の措置についての文書が発出されていることに伴い、説明会を中止することに至った。

なお、設置外「認定機」の部品供給に関する資料については、2月25日に中古取扱販社

へ送付は済んでいる。

また、説明会を中止したことに伴い、3月3日にクラウド型共有ファイルシステム「サイボウズ」掲示板に、送付資料の他に「運用に伴う Q&A」を併せて掲載を行った。運用に伴う Q&A は、下表のとおり。

設置外「認定機」の部品供給に係る Q & A ① ・ ・ ・ 2020/03/02	
Q1	<p>設置外認定機部品発注書兼確認書について、中古の際と同様の考え方になるのか？ 「書類作成業者の項目は PC 入力を基本とする」、「依頼日は PC 入力不可とする」、「1次販社が所属する組合に提出する」、「1次販社と組合員は同一でも該当部分に会社名を全て記入する」、「交換部品名はメーカーの名称で記入」、「設置元・先ホール名は打刻申請書類と同じ名称で記入」、「シャチハタは NG」を始め、基本的に中古の際の注意点と同じように考えてよろしかったでしょうか？</p> <p>中古と同様に運用してもらいたいと日工組から指示されています。</p>
Q2	<p>設置元・設置先が同じでも OK か？ 再設置する場合は、設置先と設置元に同じホール情報を入力することでよろしかったでしょうか？</p> <p>同じホール情報を入力してください。</p>
Q3	<p>確認書の依頼者情報（営業所）の営業者名の@は代表者印でよいか？ 「営業者名（法人においては代表者名も記入）」とありますが、@は売買契約書に使用する印鑑でよろしかったでしょうか？</p> <p>法人印を押してください。</p>
Q4	<p>年の記入に制限があるのか？ 西暦 or 和暦の記入制限はありませんか？</p> <p>中古と同様に西暦をお願いします。</p>
Q5	<p>最終的に1次販社が保管する原本について、朱肉による押印されている状態のものは、「③交換点検・点検確認」の個人@のみの認識でよいか？ 多くの部分を F A X or メールで行なうようになります。そうしますと赤色@の状態は販社の取扱主任者の点検確認@のみになるとは思いますが相違ありませんか？</p> <p>最後の段階で朱肉が押されたものを原本とします。</p>
Q6	<p>訂正について、設置予定日・開店予定日以外の修正は不可でよいか？ 中古の時と同様と考えてよろしかったでしょうか。また、その際の修正者が誰になりますか？</p> <p>中古と同様に日付のみの修正をお願いします。また、修正者は書類作成業者の取扱主任者になります。</p>
Q7	<p>確認者情報について、①故障部品確認の実施時期はいつになるのか？ フローチャートの【①～②】 or 【④～⑥】 or 【①～⑥】のいつの段階が作業期限になるのでしょうか？</p> <p>⑥製造業者への部品発注依頼時までは、故障部品の確認をお願いします。</p>
Q8	<p>確認者情報について①故障部品確認・②部品交換作業が営業所だった場合、設置元・先等の制限はあるのか？ 認定ですので、ホールの委託倉庫に保管されている場合があります。設置元・先を問わずにホールの方が確認することができますが同一法人のホール取扱主任者でしたら問題ないと考えてよろしかったでしょうか？</p> <p>同一法人のホール取扱主任者なら問題ありません。</p>
Q9	<p>確認者情報について、②部品交換作業・③交換点検・点検確認は販売業者の場合は同一人物でよいか？ 販社が交換作業をする場合、ホール担当の取扱主任者が作業をすることが多くなると思います。その場合は、②と③が同一人物になることもあると思いますが問題ありませんか？</p> <p>同一人物でも問題ありません。</p>
Q10	<p>確認者情報について、②部品交換作業・③交換点検・点検確認は販売業者の場合は同タイミングに実施することが可能か？ 販社が交換作業をする場合、設置時に交換作業と点検確認をすることになるとは思いますが問題ありませんか？</p> <p>同じタイミングでも問題ありません。</p>

Q11	<p>設置外認定機部品交換確認書について 左上の「殿」の宛先は製造業者名でよいか？ 部品を依頼した営業所名や部品に関するセンター名ではないと考えてよろしかったでしょうか？</p> <p>新流通制度で利用されている部品交換確認書と同様に、製造業者宛になります。また、右側の会社情報は点検確認実施会社になります。</p>
Q12	<p>点検確認日時・組合員点検確認者の署名・ホール氏名署名以外はPC入力でよいか？ 可能な限りPC入力したいと考えて思っていますが、点検確認日時・組合員点検確認者の署名・ホール氏名署名以外でPC入力してはいけない部分があれば教えて欲しいです？</p> <p>署名に関する箇所以外は、原則PCで作成をお願いします。</p>
Q13	<p>右上に日付を記入する欄がありますが、いつの段階の日付を記入するのでしょうか？</p> <p>備考にあるとおり、点検確認を行った日付になります。</p>
Q14	<p>記入ミス等があり訂正したい場合は、法人印or点検確認者印で修正は可能ですか？</p> <p>新流通制度の部品交換確認書と同様に、訂正印での修正は可能です。</p>
Q15	<p>同一機種が複数台の場合、交換部品が同じであれば「設置外認定機 部品発注書兼確認書」は1枚にまとめていいのでしょうか？</p> <p>「設置外認定機 部品発注書兼確認書」「設置外認定機 部品交換確認書」については1台につき1枚作成する。</p>
Q16	<p>1台に対して複数の交換部品があった場合、「設置外認定機 部品発注書兼確認書」は1枚にまとめて記入していいのでしょうか？</p> <p>1台の部品で複数の故障部品があった際、部品発注書兼確認書及び部品交換確認書の部品名の箇所は、「ハンドユニット、遊技くぎ2本」のように記入する。</p>
Q17	<p>「部品交換確認書」営業所の署名については、だれからいただければよいか？</p> <p>部品交換確認書の営業所（ホール）の確認で、氏名及び役職を記入するが、設置中の遊技機で運用している部品交換確認書と同様に、営業所の署名については点検確認時における現場での責任者が対象となる。仮に一般職であった場合は「一般」と記載しても問題ない。</p>
Q18	<p>詳細フロー「⑫から⑬」は、FAX及びメールでは駄目なのか？</p> <p>設置外認定機への部品供給フローにおいて、「⑫から⑬」については、製造業者側での管理が煩雑となるため、返却部品の有無にかかわらずFAX及びメールは不可として、書面送付にて運用する。また「⑭から⑯」についても、同様の理由によりFAX及びメールは不可として、書面送付で運用する。</p>

2 設置外認定機の部品交換に係る費用について

第2号議案、(2月26日開催)全商協第6回機械流通委員会結果報告のとおり、設置をした際に27項目点検確認をしたうえでの作業費用は、「基本料金」として中古の移動に準ずる金額をいただくこととする。全商協として、諸般の情勢を勘案し通知は行わないので、組合員からホールへ伝えるよう指導すること。

なお、設置外認定機の部品供給に係る請求については、中古書類以外として単体で請求ができる。

3 一次販社の取次手数料について

全商協機械流通委員会において、永山機械流通委員長より、一次販社の取次手数料について質問をした結果、「設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給」同様、各地区遊商で手数料を設定することが了承された。

(2月12開催)東北遊商第6回機械流通委員会において、各地区遊商で手数料を設定するとなった場合は、現行の取次手数料と同額とすることが了承されていることにより、一次販

社個社の対応とし 5,000 円～10,000 円とする。なお、メーカーから販社への送料等の諸費用は実費請求。

■ 設置外認定機 部品発注に伴う一次販社の取次手数料

項 目	請求金額（一案件）
一次販社の取次手数料	5,000 円～10,000 円

4 組合の取次手数料について

組合が発注依頼をした組合員への請求については、取次手数料として発注した組合員へ一案件につき 1,000 円を請求している。

設置外「認定機」部品発注における、組合の取次手数料について討議され、設置外の「中古」ぱちんこ遊技機への部品供給と同額の「1,000 円」とすることが了承された。

■ 組合の取次手数料

項 目	請求金額（一案件）
組合の取次手数料	1,000 円

5 上記 2～4 の部品交換に係る費用等の通知について

上記 2、依頼を受けた組合員がホールよりいただく作業費用について、組合員へ通知してよいかを全商協へ確認を取り、結果を受け上記 3・4 を含め通知を行う。

第 4 号議案 申請書類の誤り等についての注意喚起に関する件

申請書類の誤り等の注意喚起について、組合事務局は最低限の要員で書類審査を執り行っており、各販社に自社の誤り等を把握いただきたく、申請物に誤りのないよう協力をいただきたいことを目的とし、下記の事項が了承された。

1 販社へ対する注意喚起を行う通知時期等について

- (1) 各販社へ、不備一覧表を送付する旨を記した「事前通知」を 3 月下旬に行う。
- (2) 4 月に、各販社毎の令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの 6 か月間の不備一覧表がまとまりしだい送付する。明記する内容は「受付日・打刻日・種別・不備内容」とする。

2 今後の不備一覧表送付時期について

今後は、年 2 回「4 月～9 月」「10 月～3 月」の期間に分け、不備一覧表がまとまりしだい各販社へ送付する。

第 5 号議案 講習会試験用遊技機購入に関する件

平成 30 年 2 月 1 より、遊技機に関わる風営法の施行規則並びに遊技機規則が改正されたことに伴い、新規取扱主任者講習及び更新時講習会において使用している遊技機を、「設定付き新要件ぱちんこ機」を購入することについて、委員会より委託された柳（廣村商事）委員より購入遊技機についての報告は下表のとおりで、提案された遊技機を購入することが了承された。

メーカー名	(株)藤商事
型 式 名	P 緋弾のエリアⅢFUZ 設定付

台 数	5 台
納品予定日	令和 2 年 3 月中旬
価 格	1 台…35,000 円（税別） 総額…192,500 円（税込み）
支 払 方 法	指定口座へ振込み（㈱廣村商事へ）
備 考 ①	くぎ確認シート・設定キー含む
備 考 ②	現在使用している遊技機 2 台は㈱廣村商事社に廃棄していただく

第 6 号議案 東北遊商身分証明書ナンバー(No.)に関する件

東北遊商「身分証明書」裏側に、「主任者番号」と称し(例)00-11111 と下番号を 5 桁で記載している。この番号は、日遊協の取扱主任者証の番号を準用しているが、実際の日遊協取扱主任者証は、(例)00-1111 の 4 桁となっている。

委員から、日遊協の遊技機取扱主任者証番号と誤ることになるので、「0」を取って 4 桁に変更することは可能なのかとの問いがあり全商協に確認をした。

全商協より、4 桁に変更することは可能だが、システムの変更や全商協傘下のすべての単組にて行わなければならない作業もあり、大きな修正が予想されると回答をいただいた。

以上の内容を受け、「0」を取ることは全単組に支障をきたすこととなるので、身分証明書に記載されている「主任者番号」の文言を、「QR 使用者番号」に変更することを討議し了承され、令和 2 年 4 月以降随時変更をする。

第 7 号議案 新規取扱主任者講習会に関する件

- 1 3 月度「新規」取扱主任者講習会「希望数は 0(ゼロ)」であった。
- 2 4 月度「新規」取扱主任者講習会に希望があった際は、ローテーション「柳委員」の講師の基執り行う。
- 3 「新規」取扱主任者講習会時における講師について
令和 2 年 4 月より、最上委員を新たに講師とし、大久保委員・柳(廣村商事)委員の 3 名体制とすることが了承された。

第 8 号議案 設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品発注に関する件

- 1 2 月度は「4 社・4 台」であった。
- 2 3 月度は、3 月 3 日現在「2 社・2 台」である。
(全国の状況は、下表のとおり。)

2019年度 設置外の中古ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2020)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数										
北海道	10	10	1	1	1	1	10	10	11	12	21	24	9	9	15	17	4	4	33	36	23	23					138	147
東北	3	3	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	1	1	4	4					17	19
東日本	0	0	3	3	5	5	10	10	3	3	8	12	3	3	11	11	3	3	5	14	7	8					58	72
中部	4	6	0	0	5	5	2	2	1	5	4	4	2	2	8	20	3	3	3	3	6	6					38	56
関西	21	27	27	33	29	36	21	23	33	37	59	69	64	75	86	98	26	33	42	55	41	53					449	539
中国	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1					4	4
四国	1	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	2	2					9	9
九州	6	11	2	2	5	7	2	2	4	4	1	1	3	7	4	4	13	21	6	8	6	15					52	82
小計	45	58	37	43	50	60	45	47	52	61	94	111	82	97	126	152	54	70	90	117	90	112	0	0			765	928

2018年度 設置外の中古ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2019)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数										
北海道	1	1	7	7	9	9	8	8	9	9	7	7	1	2	2	2	1	1	0	0	6	7	7	8	58	61		
東北	3	3	2	2	0	0	0	0	2	2	1	2	1	1	0	0	3	3	1	1	2	2	4	5	19	21		
東日本	2	9	10	26	1	1	5	5	3	3	6	12	2	2	3	7	5	5	4	4	1	2	3	3	45	79		
中部	1	1	3	7	3	6	3	4	1	1	1	1	2	2	1	1	0	0	6	22	5	5	3	5	29	55		
関西	7	8	12	12	10	12	19	23	33	38	11	16	23	26	16	27	6	9	11	12	25	33	27	32	200	248		
中国	0	0	4	7	1	1	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	11	14		
四国	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	1	1	2	2	9	9		
九州	8	12	4	7	3	4	4	7	2	2	2	6	6	7	3	10	5	5	2	3	6	9	8	20	53	92		
小計	23	35	42	68	27	33	42	50	50	55	28	44	37	42	27	49	23	26	24	42	47	60	54	75	424	579		

第9号議案 平成31年度「支出結果」及び令和2年度「活動事業計画及び予算計画」

1 平成31年度「支出結果」(見込み)

2020/3/3 現在

No.	実施年月	名 称	所 要 額	予算計画額
1	毎月	新規取扱主任者講習会	0	0
2	令和元年6月	中古遊技機取扱に関する誓約書等の提出(6月14日~7月31日)	0	0
3	令和元年6月	廃棄遊技機の処理台数調査(6月5日~7月31日)	0	0
4	令和元年9月 2日~6日	平成31年度取扱主任者「更新時」講習会 (95名・35社)	2,222,792	2,000,000
		研修講師及び試験官派遣(有)ジャパン・セキュリティ・サービス	(1,870,550)	(1,650,000)
		試験会場費 青森会場 アップルパレス青森	(152,282)	(350,000)
		〃 岩手会場 ブライトイン盛岡	(49,350)	
		〃 福島会場 郡山ビューホテル	(145,665)	
〃 仙台会場 東北遊商事務局	(4,945)			
5	令和元年10月	新QRシステム運用開始(10月15)	0	-
6	令和2年3月4日	(移動)第7回機械流通委員会会場費(アップルパレス青森)	13,343	-
-	-	予備費(講習会及び説明会会場費用)	-	500,000
合 計			2,236,135	2,500,000

2 令和2年度「活動事業計画及び予算計画」

No.	実施年月	名 称	予算計画額
1	毎月	新規取扱主任者講習会	0
2	令和2年6月	中古遊技機取扱に関する誓約書等の提出(6月中旬~7月31日)	0
3	令和2年6月	廃棄遊技機の処理台数調査(6月中旬~7月31日)	0
4	令和2年9月 7日~11日	令和2年度取扱主任者「更新時」講習会(約70名)	2,350,000
		研修講師及び試験官派遣(有)ジャパン・セキュリティ・サービス	(2,000,000)
		試験会場費 青森会場 アップルパレス青森	(350,000)
		〃 岩手会場 ブライトイン盛岡	
		〃 福島会場 郡山ビューホテル	
〃 仙台会場 東北遊商事務局			
5	-	予備費(講習会及び説明会会場費等)	150,000
合 計			2,500,000

以上の内容を討議し了承された。

第 10 号議案 全商協機械流通委員会オブザーバー出席者について

全商協機械流通委員会が TV 会議として行われた際、常時大久保委員にオブザーバーとして出席いただいていたが、令和 2 年 4 月より、柳(廣村商事)に変更する。

常時参加者以外については、これまで同様他の各委員がローテーションで 1 名に参加いただく。

以上